

りっとう 議会だまり

あなたと議会を結ぶ

No. 166

2013年5月1日発行

発行/栗東市議会 編集/議会広報編集特別委員会 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL 077-551-0137 FAX 077-551-0146 メールアドレス/ gikai@city.ritto.lg.jp



大宝東小学校

平成25年3月定例会は、市長から提案された41議案(人事1件、条例16件、予算18件、その他6件)と、議員提案、請願書、意見書について審議しました。

道の駅(こんぜの里 りっとう)

議案	2
平成25年度 一般会計予算	
委員会報告	5
各常任委員会が議案を審査	
代表質問	7
各会派が施政方針等について問う	
個人質問	11
聞きました こんなこと 10人	



平成25年度 一般会計予算のあらまし

397億1600万円

新年度の一般会計予算は、前年度当初予算と比較して、136億5千6百万円増額（52.4%）の予算が組まれました。

（可決・別表）

歳入 (単位：千円)

市 税	12,499,255
譲与税・交付金など	1,566,606
負担金・使用料など	1,363,034
国・県支出金	3,926,557
その他	1,310,748
市 債	19,049,800

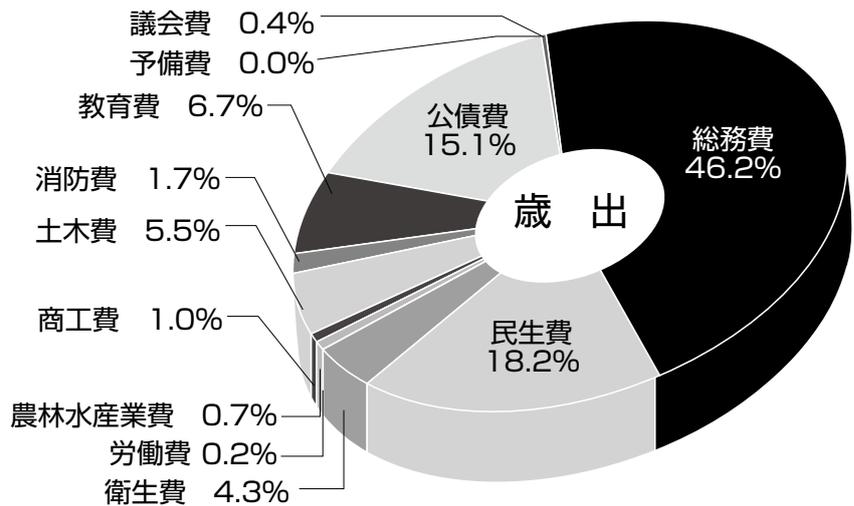
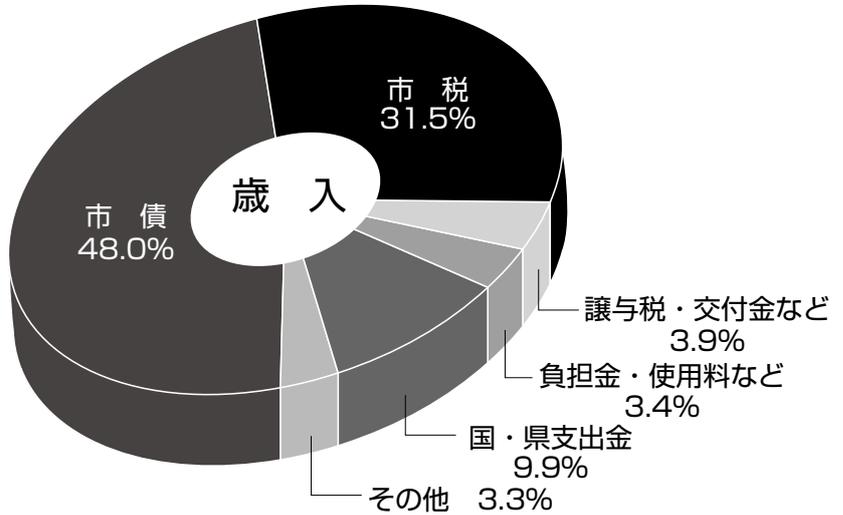
（内 第三セクター等改革推進債	16,000,000
滋賀県市町振興資金借換債	2,074,600

合 計…39,716,000

歳出 (単位：千円)

議 会 費	182,881
総 務 費	18,344,375
民 生 費	7,236,395
衛 生 費	1,714,391
労 働 費	62,576
農林水産業費	277,161
商 工 費	395,906
土 木 費	2,180,853
消 防 費	672,510
教 育 費	2,642,115
公 債 費	5,996,837
予 備 費	10,000

合 計…39,716,000



平成25年度 特別会計当初予算

(単位：千円)

特別会計名	予算額	前年度当初予算	増減	採決結果
土地取得	205,624	208,730	-3,106	可決・全
国民健康保険	4,972,883	4,894,634	78,249	可決・別表
後期高齢者医療	444,998	462,311	-17,313	可決・別表
介護保険	2,646,935	2,473,051	173,884	可決・別表
墓地公園	5,179	5,179	0	可決・全
大津湖南都市計画事業 栗東駅前土地区画整理事業	72,704	80,463	-7,759	可決・全
大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業	101,375	112,083	-10,708	可決・全
水道事業会計	1,863,143	2,045,797	-182,654	可決・全
公共下水道事業	2,463,242	2,952,990	-489,748	可決・全
農業集落排水事業	28,917	28,762	155	可決・全
合 計	12,805,000	13,264,000	-459,000	



平成24年度 一般会計・特別会計補正予算（専決）

会計名	補正額	予算総額	主な内容	審議結果
一般会計	863万円(増額)	265億6003万3千円	農林水産業費の増額	承認・全

平成24年度 一般会計補正予算

会計名	補正額	予算総額	主な内容	採決結果
一般会計(第6号・第7号)	1588万2千円(減額)	265億4415万1千円	土木費・民生費等の減額	可決・別表
国民健康保険特別会計	390万7千円(増額)	49億7285万1千円	高額医療費拠出金の増額	可決・全
介護保険特別会計	8213万8千円(増額)	25億6080万7千円	居宅介護サービス等給付費等の増額	可決・全
大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業	1701万5千円(減額)	9209万5千円	工事請負費の減額	可決・全
公共下水道事業特別会計	1億4620万2千円(減額)	28億2336万円	工事請負費の減額	可決・全

採決結果の後に、「別表」とある議案の採決結果については、5ページの表をご覧ください。
「全」とある議案は全員一致で可決されましたので表への記載は省略しています。

人事

固定資産評価審査委員会委員に、浅井 剛氏

任期満了に伴い、浅井 剛氏を選任することについて
同意を求められました。

(同意)

条例

一部改正

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

生涯学習推進員を廃止するものです。

(可決・全)

市長、副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

引き続き、給料月額10%減額、期末手当基礎額の加算割合を20%から15%にし、期間を2年間延長するため、
所要の改正をするものです。

(可決・全)

税条例

地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法の規定に準じ、市税においても、許認可等の拒否処分及び不利益処分
に際しその理由を提示することとする等、所要の改正をする
ものです。

(可決・全)

手数料徴収条例

農業委員会が発行する全部効率利用要件確認書の交付手数料を350円とするものです。

(可決・全)

ふるさとりっとう応援寄附条例

ふるさとりっとう応援寄附金の対象事業に、地域資源を活かした元気なまちづくり事業を追加するものです。

(可決・全)

障害者自立支援条例等

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により改正された障害者自立支援法の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等に関する条例等改正を行うものです。

(可決・全)

暴力団排除条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、滋賀県暴力追放運動推進センターの根拠規定の条ずれの改正を行うものです。

(可決・全)

道路占用料条例

道路法施行令の一部を改正する政令、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の規定により改正された道路法施行令別表乙地の占用料の額に改正をするものです。

(可決・全)

水道事業給水条例

給水収益の減少、水道施設の老朽化・耐震化対策、老朽管渠の更新のため、水道料金の平均7.5%（税別）の引き上げを行うものです。

(可決・別表)

消防団条例

消防団員について、平成25年度及び平成26年度の報酬額を引き続き5%減額するものです。

(可決・全)

新たな条例

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「地域主権一括法」）（第1次）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち指定対象となる施設の入所定員に係る基準等、事項を定めるものです。

(可決・全)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

地域主権一括法（第1次）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準等、事項を定めるものです。

(可決・全)



一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

地域主権一括法（第2次）の施行に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を定めるものです。（可決・全）

道路法に基づく市道の構造に関する技術的基準を定める条例

地域主権一括法（第1次）の施行に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるものです。（可決・全）

市道に設ける道路標識の寸法を定める条例

地域主権一括法（第1次）の施行に伴い、市道に設ける道路標識の寸法を定めるものです。（可決・全）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例

地域主権一括法（第2次）の施行に伴い、新設特定道路の移動等円滑化基準等、事項を定めるものです。（可決・全）

その他

市道 2路線認定

開発による道路の寄附・帰属のため、林磐塚線及び、笠川西浦線を認定するものです。（可決・全）

治田西小学校大規模改修工事（建築工事）

請負契約の変更契約について、議会の議決を求めるものです。

契約金額	変更前	154,350,000円
	変更後	181,902,000円

（可決・全）

休日急病診療に関する事務の委託の廃止に関する協議について

草津市に委託することにより実施してきた草津栗東休日急病診療所（平成24年4月1日からは湖南広域休日急病診療所に名称変更）について、運営主体が湖南広域行政組合となることから、草津市への事務の委託の廃止を行うものです。（可決・全）

滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について

滋賀県自治会館管理組合の廃止に伴い、所要の改正をするものです。（可決・全）

（可決・全）

栗東市土地開発公社の解散について

栗東市土地開発公社を解散することについて議会の議決を求めるものです。（可決・全）

（可決・全）

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

栗東市土地開発公社の解散に伴い、必要となる債務保証に要する経費に充てるため、滋賀県知事に対し、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請を行うものです。（可決・全）

（可決・全）

請願書

（請願書第16号）米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求める請願（滋賀県平和委員会）

代表理事 井本 善久氏）

請願の内容

米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求められるよう請願する。

（不採択・別表）

（請願書第17号）年金2.5%の削減中止を求める請願

（全日本年金者組合）

滋賀県本部草津・栗東支部

支部長 石坂 昭典氏）

請願の内容

2013年10月からの2.5%の年金削減の中止を求める。

（不採択・別表）

議員提案

一部改正条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、引き続き報酬月額を一定額減額するものです。（可決・全）

（可決・全）

政務活動費の交付に関する条例

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、引き続き政務活動費月額を一定額減額するものです。（可決・全）

（可決・全）

臨時会

2月14日開催

平成25年第1回臨時会では、市長から提出された議案1件と議員から提出された議案3件を審議しました。

一部改正

証人等の実費弁償に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律に伴い、議会の本会議におきましても公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができ、当該参加者及び出頭者の要した実費を弁償する等、所要の改正をするものです。（可決・全）

（可決・全）

議員提案

委員会条例

地方自治法の一部を改正する法律に伴い、議会の委員

会に関する規定のうち委員の選任に関する事項等が条例に委任され改正するものです。（可決・全）

（可決・全）

会議規則

地方自治法の一部を改正する法律に伴い、公聴会の開催及び参考人の招致の改正がされ、本会議においても行うことができるものです。（可決・全）

（可決・全）

政務調査費の交付に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律に伴い、政務調査費の名称が政務活動費となり、また政務活動費に充てることのできる経費の範囲が条例に委任され改正するものです。（可決・全）

（可決・全）



賛否が分かれた案件の採決結果一覧

多=賛成多数(可決・採択) 少=賛成少数(否決・不採択) ○…賛成 ●…反対

会 派 名		新 政 会					公明	再生	ネットワ-ク			共産党							
件 名	議員名	採決結果	山本	北川	寺田	三浦	林	上田	片岡	高野	小竹	櫻井	國松	田村	林	中村	太田	大西	
			章	健二	範雄	悟	史代	忠博	勝哉	正勝	庸介	浩司	篤	隆光	好男	昌司	浩美	時子	
■ 議 案																			
水道事業給水条例		多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成24年度 一般会計補正予算(第7号は全員一致)		多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成25年度	一般会計予算	多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険特別会計予算	多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	後期高齢者医療特別会計予算	多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険特別会計予算	多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水道事業会計予算	多	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■ 請願書																			
米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求める請願書		少	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
年金2.5%の削減中止を求める請願書		少	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○
■ 意見書																			
TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への参加をやめるよう求める意見書		少	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○
少人数学級の実現を求める意見書		少	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○

*議長(藤田啓仁議員)は採決に加わらない。[下田善一郎議員は欠席] *会派名の略称は次のとおり
公明→公明栗東 再生→栗東再生 ネットワ-ク→栗東市民ネットワ-ク 共産党→日本共産党議員団

委員会報告

総務常任委員会

三セク債の利用による 土地開発公社の解散

当委員会は、条例5件、予算6件、請願書2件、その他4件の合計17件について審議しました。

第三セクター等改革推進債の起債にかかる許可の申請につき議会の議決を求めることについて、①起債の許可が、国では決定しているのか。②三セク債の事例は、また低い利率となるよう考えているのか、との質疑に対し、当局より①過去2年間で、県を通じての下相談を通して、理解いただいている。②三セク債は、全国で104件あり、土地開発公社の事例は49件ある。また、利率については、1.5%を上限と考えており、より安くなる方法を検討している、との答弁があり、その他質疑の後討論もなく、採決の結果、全員一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

平成25年度栗東市一般会計予算についてのうち関係する歳出、歳入・その他事項について、「栗東駅東口まちづくり検討事業支援」の予算内容について、との質疑に対し、当局より、駅前のまちづくりであり、現状の把握と整理、住民の意向を把握するための会議の運営支援などを考えている、との答弁があ

り、その他多くの質疑による慎重審議の後、討論もなく採決の結果、全員一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

請願書第16号については、質疑・討論はなく、採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

請願書第17号については、この請願は、年金受給者だけに対する救済を求めるものであるが、経済低迷の影響を受けているのは年金受給者だけに限らない、との反対討論があり、採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

その他付託された議案についても、多くの質疑があり、慎重審議の後、採決の結果、すべての議案について、全員一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。



環境建設常任委員会

地域主権一括法に伴う
条例の改正で市民生活に安心を

栗東市手数料徴収条例の一部改正について、当局から、県下で統一されていなかったものを統一するもの、との説明がありました。

一般廃棄物処理施設の技術管理者資格の条例の制定について、当局より、廃棄物処理法の施行規則により制定するとの説明がありました。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する構造基準を定める条例の制定については、委員より①バリアフリー整備計画の策定期間は、②公園等、基準に合っていない箇所は改修するのか、との質疑に対し、当局より①出来るだけ早い時期に策定する。②予算の関係もあるが順次行う、との答弁がありました。

平成24年度一般会計補正予算について、委員より①用地費と補償費が減額されているが、②蜂屋手原線の文化財調査の減額は、③今回の訴訟費用は、栗東市を訴えているものか、今後の対応は、との質疑に対し、当局より①大門野尻線について交渉してきたが成立しなかった。②宅地化されたときに潰されていたので不要となった。③市に対して訴えられている。今後は、5～6回口答弁論がある予定、との答弁がありました。

平成25年度一般会計予算について、委員より①雨水貯留施設設置補助金は、年何件を予定しているのか。②有害獣捕獲委託で、イノシシも対象と聞かぬが。③青地新田坊袋線の進捗は、との質疑に対し、当局より①平成25・26年の2年間限定で年50件分。②平成25年からイノシシも対象となった。③平成25年度で、用地買収・補償を完了し、工事を実施したい、との答弁がありました。

当委員会に付託された21件の案件について、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。



文教福祉常任委員会

市内3中学校に
空調設備の設置が決定

当委員会は、付託された条例4件、予算5件、その他1件について審査を行いました。

平成24年度一般会計補正予算(第6号)について、委員より、保育士、幼稚園教諭の月額雇用の臨時職員が配置できず減額になっているが、その予算は精査しているのか、との質疑に対し、当局から、あらゆる方法をとって募集している。来年度、時給を上げるなど僅かずつでも改善したい、との答弁がありました。平成25年度一般会計予算について、委員より、乳幼児健診の受診率は、との質疑に対し、当局より、4か月検診は98%であり、入院以外の未受診者に



は保健師が出向いて100%確認するようにしている、との答弁がありました。また追加上程された平成24年度一般会計補正予算(第7号)について、委員より①空調設備設置の範囲は。②空調設備設置後のランニングコストはどれくらいで、電気代は保護者負担になるのか。③工事にかかる詳細設計の出来上がる時期、工事期間はどれくらいか、との質疑に対し、当局より①3中学校の特別教室、普通教室等を対象とし、118室を予定している。②ランニングコストは、夏・冬とも利用することを想定して、約1,000万円を見込んでいる。保護者負担は考えていない。③詳細設計は平成25年8月頃までを要し、その後9月末に発注、年度内までには工事を完成させたいが、実働は来年の夏季からの予定である、との答弁がありました。

当委員会に付託された10議案について、委員より多くの質疑がなされ、一部反対討論もありましたが、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。



代表質問

各会派が、市長の施政方針等について質問しました。
質問と答弁の要旨をお知らせいたします。
なお、詳細内容は後日、市のホームページ等に掲載します。

新 政 会

○は代表者 ●は質問者

○●山本 章 下田善一郎 藤田 啓仁 北川 健二 寺田 範雄 三浦 悟
林 史代 上田 忠博 片岡 勝哉

経済に安心を

問 新幹線跡地問題は本市の財政を大きく左右する。財源確保・雇用創出・地域発展に向け一日も早い完遂が望まれるが今後の取り組みを伺う。

答 都市計画道路などの基盤整備は順次進めている。共同による土地活用の取り組みは遅れを取り戻すべく県と共に精力的に意見交換会等を重ね、活力創生のまちづくりに繋げていきたいと考えている。

行政に安心を

問 第三セクター等改革推進債発行を160億円とされているが、三セク債を活用することによる市財政への影響は。また、市及び公社の遊休資産の売却処分の計画についても伺う。

答 第三セクター等改革推進債の活用に伴って、市財政は、後年度において地方債の償還金として影響が出る。保有地の処分については、市の事業計画とも整合させながら売却可能な土地を見極め、処分に努める。

福祉・健康に安心を

問 行財政環境の推移を検証しながら、費用対効果のある施策については、元気都市栗東の早期実現に繋がると考える。特に医療費負担軽減策の提案として、「子ども福祉医療費助成」の支援拡大について市のお考えを伺う。

答 財政健全化への影響を十分考慮しつつ「医療制度維持・医療の安心」を基本として検討していく。子ども福祉医療費の入院費助成については、平成26年度実施に向けて取り組む。

教育方針について

問 教育方針には道徳教育の充実に努めるとある。また、地域・学校・保護者へ浸透させるために、「児童生徒の規範意識を高めるために規律ある学校作りを推進」とあるが、具体的な内容を伺う。

答 「くりちゃん元気いっぱい運動」として、学校協議会や市民団体の集会等への協力依頼だけでなく、各学校においては学校便り等に取り組みや子どもの様子を掲載し、保護者への浸透を図っている。規範意識については、各学校で全教職員の共通理解のもと、あらゆる機会や場面を捉え、社会的ルールの定着・規範意識の育成につとめ規律ある学校づくりをめざしている。

暮らしに安心を

問 「元気創造事業」への具体的な予算配分をお示しいただくと共に「元気創造事業」に重点を置くことによる効果をどのようにお考えか伺う。

答 元気創造事業については、平成25年度は、各部1事業以上、合計27事業を計画し、総額約4,800万円の予算を計上。明日の栗東の元気・まちの活性化と、その基礎づくりを行う。



「ありがとう」が習慣化されるまでのプロセス

代表質問

公明栗東

○は代表者 ●は質問者

○●高野 正勝 小竹 庸介

市土地開発公社の改革は、 「栗東再建」のスタート

問 市長は、「第三セクター等改革推進債を活用して、土地開発公社を解散する」と述べておられるが、本市が抱える財政課題を先送りすることなく、こうした措置が講じられる今こそ抜本的改革に取り組むべきと考える。

しかし、問題は改革実施の妥当性と財政上の影響について十分議論し、改革により見込まれる財政の健全化の効果を将来にわたって見極める必要がある。

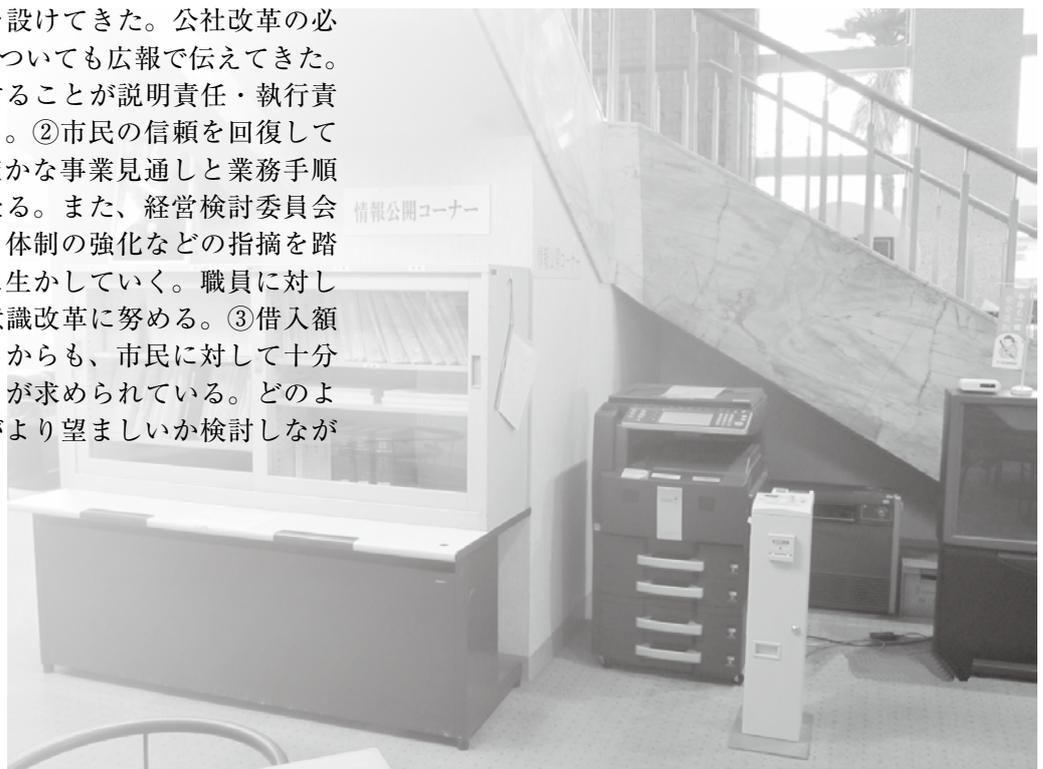
そこで、①市民への説明責任をどのように果たされるのか。②経営検討委員会報告書の提言を今後、具体的にどのように行政運営に生かされるのか。③資金確保について、金融機関選定の基本的な考え方を問う。

答 ①各学区別に市民説明会を開催して、積極的に説明の機会を設けてきた。公社改革の必要性や三セク債の概要についても広報で伝えてきた。そのことを着実に実行することが説明責任・執行責任を果たすことと考える。②市民の信頼を回復していくため、襟を正し、確かな事業見通しと業務手順に沿って用地業務にあたる。また、経営検討委員会からの提言やガバナンス体制の強化などの指摘を踏まえ、今後の行政運営に生かしていく。職員に対しては研修機会を通じて意識改革に努める。③借入額の大きさや注目度の高さからも、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められている。どのような形による資金確保がより望ましいか検討しながら進めていく。

公文書の管理は 自治体の重要な責務

問 市長は、「徹底した情報公開による行政の見える化を推進します」と述べておられる。公文書を適正に管理することが情報公開の基本である。意思決定の過程を検証し、行政運営に役立てることなど、公文書管理は重要であり、市民が真に知りたい情報の公開が求められる。今後の公文書管理の基本的な方針を問う。

答 市が保有する情報は本来的に住民も共有するものと位置付け、歴史資料として重要な公文書を確実に保存するとともに情報公開請求に適切に対応し、透明性の確保を図る。また、情報公開コーナーを活用しやすくするために、資料の一覧表を作成し設置するとともに市のホームページにも掲載していく。



代表質問

栗東市民ネットワーク

○は代表者 ●は質問者

國松 篤

●田村 隆光

○林 好男

中村 昌司

平成25年度施政方針について

問 栗東市の持つ地域資源を「栗東ブランド」として確立し、地域活性化に繋げるとのことだが、その戦略的なビジョンを問う。

答 市の農林産物、特名産品、企業の技術力、馬、観光などがブランド化の要素であり、人と人との繋がりや活用の中で地域力の創造を高め、新たな素材の発掘や商品開発、メディア等を通じた情報発信やPR活動を展開し、「栗東ブランド」の確立、地域力アップに繋げていく。

問 市内の中小規模事業者への支援として、優先発注のできるシステム施策や経営基盤安定化のための支援策が必要では。

答 市内業者に対し社会貢献活動評価を行い、市内業者育成の観点から、土木工事等の入札、物品購入などにおいて市内業者の指名を優先しており、今後も継続していく。

また、新規事業として、新規貸付けを受ける中小事業者に対して、特定の融資を受ける場合、信用保証料の一部を支援する事業を行う。

問 地域の再生可能エネルギーの発掘と創造、活用による経済高揚のためのエネルギービジョンを問う。

答 県が調査した賦存量を基に、利用の可能性、費用対効果、課題等を整理し、市と市民が連携、協働してエネルギー政策の方向付けを今後検討していく。

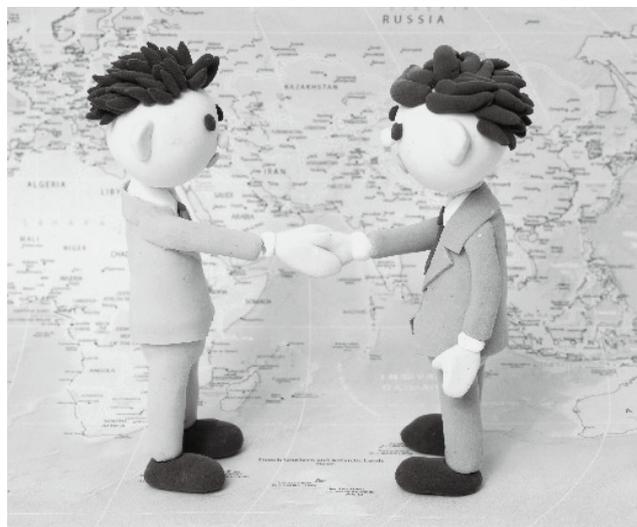
問 栗東西中学校の生徒増に対する施設面での対応と安心して学べる教育環境の整備について問う。

答 推計では平成29年度が1,145人でピークとなるが、現有施設で対応可能であり「分離なし」と判断した。しかし、多目的に使える軽運動室などの整備は今後進めていく。また、学年集会や生徒会活動などの生徒主体の協調的な風土づくりや、教師と生徒、保護者同士の人的環境づくりに積極的に取り組み、地域の支援も得ながら学力の向上と規範意識の醸成を図っていく。

平成25年度教育方針について

問 教員の労働環境整備の重要性について問う。

答 子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中、教員の労働環境の整備は重要な課題と認識している。当市では、校務負担軽減を重点事業とし、事務の合理化・効率化やメンタルヘルス保持の取り組みを進め、予防対策も行っている。教職員の勤務状況や健康状態の把握に努め、改善を図っていく。



代表質問

日本共産党議員団

○は代表者 ●は質問者

○●太田 浩美 大西 時子

財政問題について ～土地 開発公社と『三セク債』

問 160億円もの土地開発公社の負債を、『三セク債』として市民に負担させる前に、こういう事態を招いた要因を明らかにすべきである。

答 公社経営検討委員会が実施した調査における用地取得手続きが逆になった案件は4事業、鑑定価格を上回る額で取得した案件は1件あった。今後は襟を正し、確かな見通しと業務手続に沿って用地業務にあたる。

地域防災とエネルギー政策 について

問 いざという時の非常用電源については、太陽光や水力など自然エネルギーを活用した発電システムを、避難所となる学校関係等の公共施設に整備されたい。

答 国と県の補助制度等を確認しながら、次の防災計画の見直しの中で検討する。

中学校給食の再開を

問 平成30年4月供用開始予定の給食センター建て替え計画の中で、中学校給食の再開を視野に入れた対応を。

答 平成25年度に内部協議、平成26年度より基本計画を策定する中で、議論していく。

中央公民館跡地の利活用 について

問 市民が気軽に集まれる場としての有効活用を求める声が強い。速やかに解体時期と活用策を示されたい。

答 安養寺地区計画の見直しの整合性や財政状況を勘案しながら決定する。

旧RD処分場の有害物除去と 地下水汚染について

問 地下水からVOC類が検出されている。処分場中央部を20～30m深く掘削し、直接地下水層と接しているVOC類等の有害物を除去されたい。

答 1次調査・2次調査等により有害物の位置を確認し、深部については掘削状況を確認しながら対応する。

橋梁の補修・長寿命化修繕 計画について

問 古川橋補修整備と市内橋梁の長寿命化修繕計画の内容を明らかにされたい。

答 古川橋は平成25年度に詳細設計、平成26年度に補修工事に着手する。これまでの点検で、緊急を要する橋梁はない。88ヶ所の橋が長寿命化修繕計画の対象となる。修繕の必要性をランク分けして対応していく。



個人質問

3月11日・12日の2日間、10人が質問しました。
質問と答弁の要旨をお知らせいたします。
なお、詳細内容は後日、市のホームページ等に掲載します。

深刻な「PM2.5による 大気汚染対策」について 北川 健二 議員

問 常時観測データを把握し、基準値を超えたとき市民への周知はどうするのか、また、幼児や高齢者の外出を控える周知について市の考えは。

答 市ホームページへの掲示や光化学スモッグ連絡網に準じ、外出や屋外での運動を避けるよう周知を図る。

また、防災無線も有効に活用して



注意喚起する。

問 昨年6月開設した手原駅の観光案内所の利用状況について、また、新調される「くりちゃん」はいつ出来るのか、その活用について市の考えは。

答 多くの方に利用いただいている。4月以降、土・日・祝日の午前中開設する。くりちゃんは5月上旬にできる。京都や名古屋のキャンペーン、ゆるキャラまつりなどのイベントに参加し、本市の知名度を高め誘客に取り組む。

問 小、中学生の入院にかかる「子ども福祉医療費助成」について市の考えは。

答 他市と同様に、0歳から中学3年生を対象に、平成26年度から一部負担なしでできるよう検討する。

国の新しい子育て支援制度への 取り組みについて 林 好男 議員

問 新制度移行に先立ち、「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたが、その詳細な設計は。

答 国では基本指針を平成25年度半ばまでに示す予定とされており、本市もこの進捗に合わせて取り組みを進める。

問 「子ども・子育て会議」の設置についての計画は。

答 県・近隣市の動向に留意し、平成25年度に条例で定める合議制の機関としての設置を進める。

問 「子ども・子育て会議」の構成メンバーに

ついて、市の条例で定める合議制の機関の設置とは。

答 国は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者と規定されている。これを参考にメンバー構成を検討する。

問 児童福祉法の改正で、学童保育の対象年齢が小学校6年生までに変わったが、その制度設計は。

答 条例の改正を行う。指定管理者が自主事業で受け入れていた4年生以上の児童についても、市の事業の対象となる。



上下水道事業の 防災・減災対策について 小竹 庸介 議員

問 水道管路耐震化は進んでいるのか。

答 第4次拡張計画に基づき、老朽管の耐震化を図っている。

問 配水池の耐震化計画について。

答 出庭の水源地の改良事業施行後、平成28～30年度にかけて、配水池や加圧ポンプ場等、随時耐震補強工事を行う。

問 下水道事業を特別会計から企業会計に移行するメリットと使用料を改定しなくても経営は大丈夫か。

答 「独立採算制」での経営となり、経営の効率化と健全化が求められ、一般会計からの負担軽減に繋がる。また、使用料の改定は経営状況等を的確に分析する中で検討していく。

国の24年度補正予算に対する市の対応は

問 国の補正予算を活用した取り組みについて。

答 内容については、小中学校の大規模改造等、15事業、約3億6千9百万円を補正予算として計上。

問 今回の国の補正予算は、補助金等の率も高く、小中学校の空調設備等の更なる取り組みが出来ないか。

答 国の関係機関への陳情を行い、『中学校』の空調設備設置が認められ、今回、補正予算の追加提案を行う。



個人質問

安全で安心して暮らせる
まちづくりについて
寺田 範雄 議員

問 総合防災マップ作成の取り組みは。

答 平成26年度には、災害に備える意識啓発のための風水害、地震、原子力災害をまとめた総合的な防災マップの作成、配布を予定している。

問 老人福祉施設の安全対策、定期点検の取り組みは。

答 消火設備等の定期点検は、消防法により毎年実施されている。グループホーム等においても、介護保険法運営基準に基づき、指導監査をして

おり、安全点検が実施されていることを確認している。

問 インフラ整備の総合的な方策を問う。

答 「栗東市道路整備プログラム」において、整備優先度を総合的に判断していくこととしている。この案は5月末に作成完了を予定している。



問 通学路危険箇所解消に向け25年度の計画は。

答 歩行者や自転車、高齢者や子どもの安全確保を重点的に、関係機関と連携を図りながら、計画的に実施していく。

RD最終処分場問題について

櫻井 浩司 議員

問 平成25年度以降のモニタリングは県の責任においてされるのか。

答 平成24年度より引き続き県が実施している。また、経堂池の水質調査は25年度より県が行う。

栗東市の空き家対策について

問 本市の空き家対策の必要性和具体策は。

答 現在、本市の空き家率は11.7%であるが、今後増加した場合、防災面・防犯面・景観面・環境面での問題発生が懸念されることから、空き家対策の必要性は認識している。具体策としては、空き家化の要因や、所有者の活用意向に関する調査を行うとともに、中古住宅ストックの流通促進に向けた取り組みをしていく。

後継プランと中ノ井川
ショートカットの計画について
林 史代 議員

問 後継プランの開発に伴う洪水対策は、調整池以外にどのような流失抑制対策があるのか。また暫定工事についての計画は。



答 調整池以外に中央都市下水路の整備をしている。暫定工事については、旧大橋保育園から中ノ井川ショートカットの新しい新線まで、暫定通水機能を計画している。

問 ショートカットのルート決定と共に管理用道路など計画がされると思うが、まちづくりや地域に活用できる道路計画をしてはどうか。

答 交通だけではなく防犯の観点からも、県や地元とも協議対応を図っていきたい。

問 中央都市下水路と中ノ井川合流部の下流地点のゴミ溜まりをどう解消するのか。

答 河川愛護の関係からも、地域・市・県も協力が必要。今後調査し、最善策を検討したい。

個人質問

「いじめ問題」や栗東西中学校の 大規模校化への対応について 中村 昌司 議員

問 社会問題化している「いじめ」について、市長及び教育長の率直な認識や見解を伺う。また栗東西中学校の生徒増対応については、施設整備を行いながら、今後の生徒数の推計から、学校を分離しなくても対応が可能であるとの方向性を示されているが、今後の取り組みについて伺う。

答 「いじめ問題」については、「決して許されない行為である。」また、「どこの学校においても、どの子どもにも起こりうるもの。」との認識を新たにし、「いじめ」防止のための取り組みを進めた

いと考えている。また、栗東西中学校の生徒増対応については、教室数は今日までの施設整備により、普通教室及び特別教室とも現有施設での対応が可能と考えており、グラウンド及び体育館は、雨天時の体育授業や学年集会等、多目的に利用できる軽運動室の建設、部活動におけるグラウンドの利用方法の工夫等、様々な観点から取り組みたい。



中学校の教育環境充実に向けて

大西 時子 議員

問 市内中学校3校とも、生徒数が増加傾向にあるため、生徒増に対応する教育環境づくりの具体的な対応策はあるのか。



答 栗東西中学校生徒数では、平成29年度1,145人がピークになるが、葉山・栗東中学校含め、現施設で対応可能である。今年度栗東西中学校に多目的に使える軽運動場の設計をする。い

じめ問題については、市の「いじめ対策ガイドライン」を策定、いじめ対策委員会との連携で取り組んでいる。

TPP参加表明について

問 TPP交渉は農業だけでなく21分野に及び、国の形を変えてしまうほどの問題である。TPP参加については、国民的議論を尽くすべきであり、参加すべきではないと考えるが、市長の見解を伺う。

答 今の現状と情報を集め、どうあるべきかも含めて議論をし、国・県・他市や今日までから努力をいただいていた団体等の動きを注視し判断することが必要と考える。

生活保護基準の引き下げと 市民への影響について

太田 浩美 議員

問 保護受給世帯だけでなく、最低賃金や年金、就学援助・介護保険料・保育料など様々な分野に影響する。暮らしを守るべき自治体として、市民生活に影響が出ない対応を求める。

答 保護受給者全員に影響するため、内容の周知や相談等適正に対応する。他制度への影響については、その趣旨や目的、実態を十分考慮しながら対応する。

問 国はクラブ活動費・PTA会費・生徒会費の3項目を、就学援助の国庫補助等の対象とし

て平成22年度に追加した。市として支給項目に追加されたい。

答 近隣市町の状況や財政状況等から今は困難であり、今後の検討課題とする。

たばこ業者への貸付金

未回収問題の速やかな解決を

問 ㈱TSRは裁判で認諾したが、返済計画すら示さず返済の意思が見受けられない。3月30日に期日を迎える㈱CSRは、返済猶予を求めている。2社あわせた貸付金9億円の回収の目途と交渉方法は。

答 ㈱TSRは全額回収に向け協議を続ける。㈱CSRは法的手段も視野に入れ、強い姿勢で交渉を続ける。

個人質問

顧問弁護士制度について

田村 隆光 議員

問 当市の顧問弁護士の契約実態について問う。**答** 現在、当市の顧問契約は色川法律事務所（所属弁護士17名）の専属弁護士1名と単年度毎に随意契約している。内容は、専属弁護士が月2回の来庁派遣相談、訪問相談、電話・メールでの相談など昨年実績で48件の相談に対応してもらっている。**問** 過去5年間の訴訟の実態と訴訟費用の金額は。**答** 顧問弁護士事務所及びその他関係所管独自

の弁護士への依頼を含め本年2月までに弁護士への裁判費用が発生したものは、住宅明け渡し訴訟や企業貸付資金に関するものなど総額約730万円で、関係事件としては5件である。

問 当市と市民が訴訟になった場合、当市の市民は市税で契約している顧問弁護士には依頼できないのか。**答** 市民相談窓口の弁護士と当市の顧問弁護士は違うため、当市の顧問弁護士に依頼することはできない。

《議会改革》特集



栗東市議会では

「議会改革」

を進めています

市議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項に規定する予算の決定などの議決事件に留まらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有します。また、二元代表制^{*1}の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法・監視機能を十分発揮し、地方自治法の実現を目指さなくてはなりません。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、国と地方公共団体の関係は「対等・協力」の関係へと変化し、本市が自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことを可能としました。また、平成19年4月の「地方分権改革推進法」の施行により、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての議会の役割の重要性はさらに高まりました。

このような中、栗東市議会は、開かれた議会をめざして、議員定数の削減、議員報酬の削減、議会の傍聴の許可など数々の議会改革に取り組んでまいりました。平成22年には時代の趨勢を感知し、市民との関係、市当局との関係、議会機能の強化に向けて「議会改革特別委員会」を設置し議会改革について審査を進めました。この流れを継承しつつ、平成23年より、「栗東市議会基本条例」^{*2}の制定を視野に、協議、検討を重ねたなかで、この度「栗東市議会基本条例」（案）をとりまとめました。市民の皆様のご意見をいただく中で、制定に向け取り組み、さらなる議会改革をすすめてまいります。

※1「二元代表制」って何？：地方自治体では、首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表制と言います。

※2「議会基本条例」って何？：議会基本条例は、「市民に対する議会の約束」として、議会の役割と責任を示した栗東市議会の憲法ともいえる条例です。



「栗東市議会基本条例」(案)の概要

前文

私たちの栗東市は、地方公共団体として、市民のよりよい暮らしと幸せを願い、運営されている。その中で議会は、市長とともに市民の負託に応える責務を負っている。

意思決定機関である議会は、市民の多様な意見を代表して議論し、政策をつくり、市長等によるまちづくりを「監視及び評価する」役割を担っている。「地方のことは地方で決める」というこれからの地方主権の時代を見据えるとき、議会の役割と責務はさらに増大することとなる。

そのため、議会は、市民の皆さんにわかりやすく、参画できる議会に、また、合議機関として市民と一緒に考えながら十分な議論ができる議会に改革し「市民によく見え、魅力ある議会」を築いていくことが、信頼される議会としてのあるべき姿である。

議会は、市民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、憲法と地方自治法のもとでの二元代表制による栗東市の自治を推進し、不断の議会改革をすすめることを決意し、最高規範として、ここに「栗東市議会基本条例」を制定する。

目次

章	見出し	内 容
1	総則	目的、理念
2	議会及び議員の活動原則	定例会の回数及び会期等、議会の活動原則、議員の活動原則、会派
3	市民と議会との関係	市民参加及び市民との連携、議会報告会及び懇談会、請願書及び陳情並びに要望書
4	議会及び議員と市長等の関係	緊張感の保持、反問権、議会審議における論点情報の形成、議決事件
5	自由討議	議員間討議
6	委員会の活動	委員会の適切な運用
7	政務活動費	政務活動費の執行及び公開
8	議会及び議会事務局の体制整備	議員研修の充実強化、議会事務局の体制整備、議会図書室、議会広報の充実
9	議員の政治倫理、身分及び待遇	議員の政治倫理、議員定数、議員報酬
10	最高規範性及び見直し	最高規範性、見直し手続

皆様の意見を
聞かせてください。

☆パブリックコメント☆

を実施します

案 件：「栗東市議会基本条例」(案)

趣 旨：市議会の基本的な役割や、組織・機能・権限等を定め、議会の役割等を明確にするとともに、地方分権時代における自主的、自立的な地方議会のあり方を目指すものです。

提出期間：平成25年5月20日(月)～平成25年6月17日(月)

資料の閲覧：市ホームページ、情報公開コーナー(市役所1階)、議会事務局(市役所4階)、各コミュニティセンター

栗東市議会

議会のことを
知ってください

議会報告会・懇談会

を開催いたします。

日	時	場 所
5月25日(土)	13:30 ~	コミュニティセンター治田
5月25日(土)	19:30 ~	コミュニティセンター金勝
5月26日(日)	13:30 ~	コミュニティセンター大宝※
5月26日(日)	19:30 ~	コミュニティセンター葉山

どの会場にもご参加いただけます。
いずれも、同じ内容で約1時間半程度。

※コミュニティセンター大宝の周辺には駐車スペースが
ございません。
当日、車をご利用される場合は、「大宝小学校職員駐
車場」をご利用下さい。

第一部 議会報告

3月定例会で審議した主な議案などを報告し
ます。

参加方法

事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。
手話通訳者の配置をご希望の方は、5月16日(木)までに議会事務局へ連絡をしてください。
当日は、この「りっとう議会だより」をご持参ください。

▶問合せ 議会事務局(市役所4階 ☎551-0137 gikai@city.ritto.lg.jp)

第二部 懇談会

市議会で行っています議会改革について
の説明と、市民の皆さまと議会や市政に関し
て意見交換をさせていただきます。

ご参加をお待ちしています。

傍聴 にお越しください

本会議・委員会審査は、どなたでも自由に傍聴できます。
開会時間は、9時30分からです。日程について、現段
階ではあくまで予定であるため、変更になる場合があり
ますのでご了承下さい。

<問い合わせ先> 議会事務局 TEL 551-0137

6月定例会の予定

6月定例会	
6月10日	本会議(議案上程等)
17日~19日	本会議(個人質問)
20日~24日 (土・日除く)	各常任委員会
26日	本会議(委員長報告・採決)

編集後記

春は、別れと新しい出会いの季節でもあります。時が経つのは早いもので、現メンバーの議会広報編集特別委員
会で『議会だより』をお届けするのもこれが最後になります。昨年の5月から「横書き」広報へとリニューアルするな
ど、分かりやすい広報誌を目指して検討を重ねてまいりました。

現在、市議会では「分かりやすく開かれた議会」を目指して議会改革を進めています。市民の皆さまに広く知っ
ていただくために、議会改革の取り組み内容について掲載してまいります。

次号発行より新メンバーとなりますが、さらに工夫を重ね市民の皆さまに分かりやすい『議会だより』をお届け出来
るよう、編集してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。